

# 保育料に係る確認書

保育料は、お子さんが保育所（園）における生活を快適に暮らすために必要な費用の一部に充てられる利用者負担分です。保育所（園）は、皆様に御負担いただく保育料に加え、国や県、市からの負担金（税金）で運営しています。

また、保育料は入所されている児童の保護者等の市民税所得割額によって決まるもので、それぞれの御家庭の収入に応じて、御負担していただいております。

そのため、次のことを御確認ください。

・保育料は納期限（原則、利用月の月末。末日が土曜、日曜、祝日等にあたる場合は次の平日）までに納めてください。

・災害、事業の廃止、失業、病気等、やむを得ない事情により、一時的に保育料の納付が困難な場合は、必ず保育課に御相談ください。

・やむを得ない事情もなく納期限までに納付がされない場合、電話や訪問により催告を行いますが、電話が繋がらない場合やお会いできない場合、保護者の勤務先等に連絡をさせていただくことがあります。また、保育料を滞納されると法律に基づき、保護者の財産（給与、預金等）調査や財産差押等の滞納処分を行うことがあります。

・保育料に関する通知は「教育・保育給付認定申請書（兼）利用申込書」の「保護者①」欄に記入いただいた保護者へ送付しますが、「保護者②」欄に記入された保護者の方にも財産調査及び滞納処分が及ぶことがあります。

※滞納処分とは

保育料を滞納している人の意思に関わりなく、滞納になっている保育料を強制的に徴収するため、その人の財産を差し押さえ、換価し、滞納になっている保育料に充てる手続きのことで。

上記確認事項について確認しました。

令和 年 月 日

保護者①氏名 \_\_\_\_\_

保護者②氏名 \_\_\_\_\_

保護者それぞれ御署名ください。